

令和 4 年度版

いじめ防止基本方針

安来市立布部小学校

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等 当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（島根県いじめ防止対策推進法より）

上記の定義をうけ、以下の基本認識に立ち取り組む。

2. いじめの基本認識

- （１）いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- （２）いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- （３）いじめはそれを誘発するものとして、教職員の醸し出す雰囲気や態度があり、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

3. 学校の組織的指導体制の整備

（１）「いじめ対策組織」の設置

- ・ 具体的な年間計画の作成・実行・定期的検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関する情報の収集と記録の共有

（２）いじめの疑いに関する情報があつたときの緊急会議「いじめ対策委員会」の開催

- ① 情報の迅速な共有
- ② 事実関係の聴取
- ③ 支援体制・対応方針の決定
- ④ 保護者との連携

4. 児童理解と教育相談体制の整備

（１）日常の児童観察と職員・保護者との共通理解

- ① 定期的に全校児童への呼びかけ
 - ・ 困ったら自分一人で抱えないで担任に訴えることを全校朝礼等で呼びかける。
 - ・ 先生に訴えることができることの大切さを伝える。

（２）個人面談、いじめ調査等による児童理解

- ① 「学校生活調査」の実施（４・５・９・１・３月）
 - ・ 調査項目は「学校で何か困ったことや心配なことはないか。」「家で何か困ったことや心配なことはないか。」「先生に助けてほしいことはないか。」「友達がいじめられているのを見たことが

ないか。」の項目を設問とする。

- ② 「学校生活調査」を受けて、「ある」と回答した児童への迅速な聞き取り
 - ③ 「アンケートＱＵ」の活用
 - ④ 安来市「魅力ある学校づくり」アンケートによる実態把握
- (3) 生徒指導主任を中心とした教育相談体制の充実
- ① 毎月１回「子どもを語る会」の開催
 - ② 学期に１回の「学校生活アンケート」の実施
 - ③ 教育相談週間の実施

5. いじめ問題に関する校内職員研修の充実

- (1) いじめ問題についての適切な認識と共通理解に関する校内研修会の実施
- (2) 事例研究会の実施
- (3) 教職員の資質を高める研修の実施
 - ① 「アンケートＱＵ」を活用し、学級の人間関係等をもとに、好ましい集団づくりの研修会の実施。
 - ② 教師として、自らの言動を振り返る場を設定

6. いじめの未然防止

- (1) 一人一人が学ぶ意欲に満ちた授業の創造
 - ① 全校で一丸となって課題追求の授業（みんなで学び合う授業）を通して人間関係づくりを行う。
 - ② 一人一人が自分の考えを持ち、話し合いによって課題を解決するような授業を通して、他者意識や自己有用感、集団での達成感を高めていく。
 - ③ ペア学習、グループ学習等の小集団学習を通して豊かな人間関係を築いていく。
- (2) 縦割り班や地域の人材の活用
 - ① 縦割り班での遠足、遊び、掃除などによる学級の垣根を越えた集団作りを行う。
 - ② 生活科、総合的な学習の時間等における外部人材の積極的な活用をする。
- (3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる教育活動の推進
 - ① 人権教育の充実
 - ② 道徳教育の充実
 - ③ 命の教育の充実
 - ④ いじめ防止の授業の実施
 - ※ 「いじめは犯罪であり『しない』『させない』『ゆるさない』」を自覚させる。
- (4) 学校におけるいじめ防止等の取り組みの点検
 - ・ 地域住民や保護者からいじめに関わる取り組みが適正に行われているかについて学校評価や職員評価の項目に位置づける。

7. いじめの早期発見

- (1) 日々の観察（子どもとのコミュニケーションを大切に）
- (2) 連絡帳、日記等からの情報収集と話題提示・共有を心がける
- (3) 教育相談週間の活用（学校生活アンケート）
- (4) 「学校生活調査」の活用

(5) 保護者・地域との連携・協力

- ・いじめ報道により、児童や保護者の不安感が大きくなっている可能性があるので、本校のいじめ対策について学校便り等の文書を配って知らせ、いじめの対策について家庭や地域へも協力を依頼する。

8. いじめへの対応

(1) 「事実の正確な把握、迅速、誠意」の危機管理の三原則の徹底。

(2) いじめが無くなったことを校長が必ず最終確認をする。

- ・いじめに関わる行為がやみ少なくとも3か月間を目安にしていじめの解消とする。

(3) 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

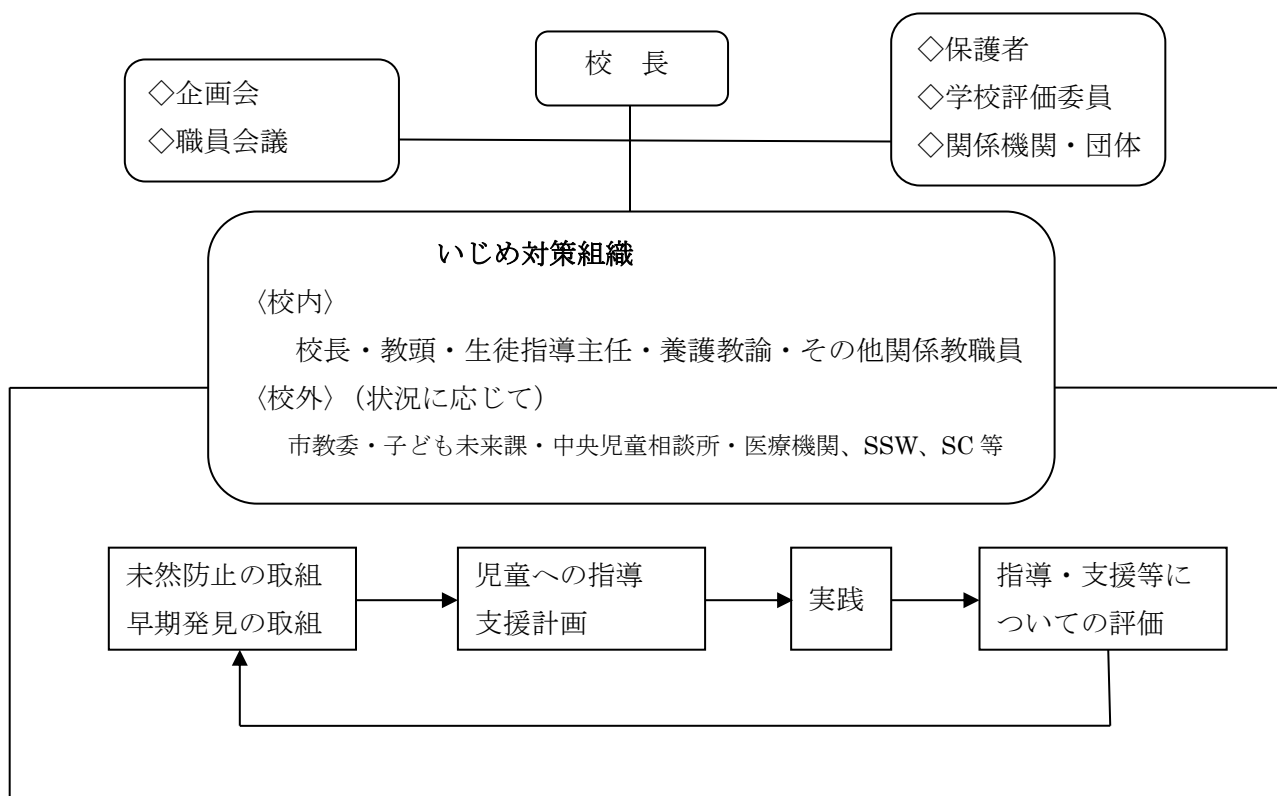
(4) インターネット上のいじめへの対応

- ・インターネットや携帯での「いじめ問題」についても理解を深め実践力を高めるための、教職員、児童、保護者対象の研修会の実施。
- ・関係機関との情報連携等により、早期発見・早期対応に努める。
- ・メディア、情報モラルの研修

(5) 特に配慮が必要な児童

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向、性自認に関わる児童
- ・東日本大震災により被災した児童または原子力発電事故により避難している児童
- ・上記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性をふまえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【いじめ対策組織を中心とした指導体制と取組】



【いじめ対応の基本的な流れ】

① いじめ情報

- ・いじめを発見した場合はその場でその行為をとめる。
- ・いじめられた子どもを徹底して守る。



② 「いじめ対策」組織での対応

(1) 正確な実態把握

- ・教職員、児童、保護者、地域住民、その他から情報を集め、いじめ対策委員会に集約する。
- ⇒関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ⇒ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

(2) いじめられた児童への初期対応

- ・思いの受けとめと、支える体制づくり

(3) 連絡・報告

- ・緊急職員会議による事実の共有
- ・教育委員会への第一報

(4) 指導体制、方針決定

- ・指導支援体制を組む。【学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担】
- ⇒指導・支援のねらいの明確化
- 全ての教職員の共通理解
- 対応する教職員の役割分担
- 教育委員会、関係機関との連携
- 集団への働きかけ



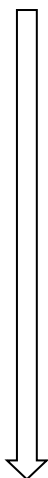
③-A 子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童への支援
- ・いじめた児童への指導・支援
- ・集団への指導・支援



③-B 保護者との連携

- ・迅速かつ誠意をもって対応する。
- ・事実の伝達
- ・今後の支援について共通理解



④ 今後の対応

- ・指導・支援後、定期的に検証し、継続的な指導や支援を行う。